

手順書：循環動態に係る薬剤投与関連

31. 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整(1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(口渴や倦怠感の程度、不整脈、尿量等)及び検査結果(電解質、酸塩基平衡等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロール(注射薬)の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

低K血症、低Cl血症、低Na血症がある患者であって、静脈ラインから電解質(ナトリウム、カリウム又はクロール)の調節を要する患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

意識状態の変化がない
バイタルサインの変化がない
心不全徵候がない
初回調整ではない
採血上著しい電解質異常がない($120\text{mEq/L} \leq \text{Na} \leq 160\text{ mEq/L}$, $2.5\text{mEq/L} \leq \text{K} \leq 6.0\text{ mEq/L}$)
同一点滴ライン上に、劇薬や毒薬類、循環作動薬がない

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡



病状の範囲内



安定
緊急性なし

【診療の補助の内容】

持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
・添付文書の用法・容量に基づき薬剤の投与量を調整する
 塩化カリウム
 塩化ナトリウム



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

意識状態の変化
バイタルサインの変化
尿量、尿比重の変化
心電図波形の変化、不整脈の有無
自覚症状の変化
電解質値
薬剤の副作用の有無: 静脈炎

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

担当医師に直接連絡する
特定行為の実施を診療録に記載する